

第 23 回接続委員会 議事概要

日時 平成 24 年 3 月 6 日（火）10：00～
場所 総務省 11 階 11 階会議室
参加者 接続委員会 東海主査、相田委員、関口委員、
藤原委員、森川委員
事務局 桜井総合通信基盤局長、
（総務省） 原口電気通信事業部長、
安藤総務課長、
古市事業政策課長、
二宮料金サービス課長、
大村料金サービス課企画官、
安東料金サービス課課長補佐

【議事要旨】

加入光ファイバ接続料の算定に関する検討について

- 総務省から資料説明が行われた後、自由討議が行われた。

【主な発言等】

東海主査：資料 2 は資料 1 における議論が概ねその流れの中で整理された場合を前提として、資料 1 の議論を取り込んだもの。本日はまず資料 1 の議論を前に進め、最終的には資料 2 のような形で次回の議論に持ち込むことが可能かどうか、ご議論頂くことにしたい。まずは資料 1 からご意見を頂きたい。

相田委員：資料 1 の 10 ページに、ジュピターテレコム の回答として「エリア限定の際使用されている「非競争地域」について、NTT の F T T H 営業展開のみの地域でも無線やケーブルテレビ事業者等が超高速ブロードバンド営業を行っている例があるため、誤解を招かないためにも適当な標記の検討をお願いいたします」とある。これは、ジュピターテレコムとしてはケーブルテレビ事業者等の営業エリアをエントリーメニュー適用エリアから外して欲しいと言っているように見えるが、事務局として趣旨を確認しているのか。

事務局：回答を提出した事業者には今回の論点が「光ファイバのオープン化」であることはご理解頂いている。その上で、「光の道」との関係を考えて場合に、超高速ブロードバンドは C A T V インターネットによって実現される部分もあるとされているところ、今回のエントリーメニューの検討では、NTT 東西の他に C A T V 事業者も参入しているエリアを一律に「非競争エリア」と名付けることへの違和感を指摘する趣旨であると伺っている。

藤原委員：10 ページのジュピターテレコム の回答においては、エントリーメ

ニューは実質コストの先送りという面があり、接続事業者にとって会計上の処理について見えないところがあるとの指摘がなされている。また、11ページの名前が非公表とされている事業者からは、「原価の処理について見えないところがある」との回答が示されている。

東海主査：会計上の処理が見えないという事業者のご指摘は、金額が見えないというよりは、初年度の割引分をどう扱うかという会計処理の方法が見えないというご指摘であると思われる。

関口委員：契約上、将来の支払いが確定しているなら前払い処理が必要になるということになるかと思う。ただ、NTTから見ると初年度に割り引いた部分を3年目で回収するという関係は確定している一方、接続事業者から見ると、将来の加入光ファイバの需要が確定していないことから3年目の支払額は確定していない。したがって、接続事業者側の処理としては各年度に支払った実額をそのままコストとして計上することになるのではないかとと思われる。

東海主査：会計基準との整合性の観点から、会計士の見解も確認しておいたほうがよい。エントリーメニューを1年目の割引額を3年目に回収するという3年間を単位とした料金メニューであると捉えたと、前払い処理が必要になると思われる。一方、年度ごとに区切られた料金として考えることができるのであれば、前払い処理をしないでよいということになるかと思われる。

事務局：3年目にNTT東西から接続事業者に対して提示される接続料は、ベースとなる1芯単位料金にエントリーメニューの適用による割引額あるいは上乗せ額を加味した結果としての総額のみであり、割引額そのものが個別に提示されることはない。したがって、関口委員のおっしゃるとおり、3年目の支払額は初年度の段階では把握されておらず、その意味でエントリーメニューを3年単位で観念して前払い処理を行うということには必ずしもならないと理解している。

藤原委員：割引部分の料金債権は初年度の段階で発生するということになるのか。

東海主査：そのあたりの構造について次回までに確認して頂きたい。

藤原委員：関係事業者からの回答を見ると、設備事業者はエントリーメニューの適用範囲をなるべく狭めて欲しいという意向を持っている。また、DSL事業者、例えばソフトバンクから、エントリーメニューを利用した参入は困難という回答が示されているなど消極的な印象を受ける。このような回答を見ていると、うまく溝が埋まったのか疑問もあるが、この点をどのように考えているか。

事務局：分岐単位接続料設定の適否については、光ファイバを1芯単位で借り

る場合、収容率を高めることが難しいとの指摘があることを踏まえ、その点に関するリスクをどう扱うかという点から議論が進められてきたものと認識している。こうした検討において、設備競争とサービス競争のバランスという観点は判断軸として常に維持されてきた。このメニューにより、最終的にどのような事業者が参入してくるかを今の段階で特定することは難しいものの、「参入の弾力化」を図ることが必要であるという点については東海主査からもご指摘頂いている。今回お示しした事業者からの回答においても、既存のDSL事業者にとどまらない範囲の事業者から利用可能性に関する見解が示されており、エントリーメニューを設定する目的に一定程度沿うような道も残されているものと認識している。

藤原委員：大手事業者から前向きな回答を引き出せる案があればより望ましかったと思うが、設備競争とサービス競争のバランスといった点を考えると今回の案が精一杯かとも思う。前回議論の対象となったコンソーシアム方式についても、利用可能ではあるものの企業として実際にこのようなコンソーシアムを実現することは難しいという指摘があったが、接続事業者においては受け身ではなく積極的な姿勢を見せて頂きたい。

東海主査：藤原委員のおっしゃるとおり、大手事業者も納得できる案が見つけれられるならばそれに越したことはないが、今回の議論においては、大手よりも中堅以下の事業者が参入できるような仕組みはないかという点が、「議論の濃淡」という意味ではより濃い目的を持っているということで、結果的に大手事業者から消極的なご意見を頂くことは予測できたことではないか。

関口委員：エントリーメニューは配線ブロックの見直しが完了するまでの対応として地域限定のDSL事業者等が参入しやすいような入口を設けるために導入されるものであり、都市部の競争の活性化を目的とするものではないという整理で良いのではないか。このため、都市部を含む全国で展開する大手事業者ほどエントリーメニューは使いにくいという意見を持っているものと理解している。

相田委員：資料2の10ページに「NTT東西と接続事業者の間のOSU共用について引き続きその実現可能性を検討することは合理的ではなく」とあるが、これは接続委員会の場で検討を続けることは合理的ではないという意味であって、NTT・接続事業者間で協議を行った上でNTT・接続事業者がOSU共用についての案をとりまとめることを否定するものではないと思われる。当該箇所がそのような趣旨で書かれたものであることは文脈からわかるが、この文章だけ見るとわかりにくいいため、表現を見直して頂きたい。

森川委員：相田委員から指摘があった箇所の文章は、私としてはうまく書かれているという印象を持っている。OSU共用については、10年、20年と

いう単位で光通信の技術が成熟すれば別だが、1年や2年で状況が変わる余地はほとんどない。その意味では合理的でないというのは良い表現ではないか。

東海主査：そのあたりは今ここで結論を出すことではないのではないかと思う。あくまでも今回の整理においては、このような形で良いという了解は得られたのではないかと思う。この点については、来週の報告書案でもう一度ご確認頂きたい。

相田委員：今回の諮問は光ファイバ接続料に限定した話であるが、その一方で超高速ブロードバンドの普及やそこへの移行というより広い観点から見ると、DSL事業者の最大の関心事は今後メタル回線がどうなるのかということではないか。メタル回線について、NTT東西からは2020年代初頭時点で1,000万回線程度残るという見通ししか示されておらず、その先がどうなるのかということが特にDSL事業者にとっては大きな関心事であると思われる。超高速ブロードバンドの普及促進という観点からメタル回線をどうしていくのか、NTTとしての、あるいは日本としての方針を明らかにしていく必要があるのではないか。また、ブロードバンド市場の競争という面からは、卸メニューやキャリアズレートの実現が接続事業者から要望されている。いずれも今回の諮問と直接的には関係しないかもしれないが、そういった点にも関連事項として触れて頂きたい。

事務局：ご指摘の点は、情報通信審議会に設置されたブロードバンド普及促進のための競争政策委員会と電話網移行円滑化委員会の2つの委員会において議論いただいた点に繋がるものと認識している。その中でもメタル回線が今後どうなっていくかという点に関しては、2020年代初頭にメタル回線が1,000万回線から2,000万回線残るというNTT東西の見解に対し、委員から同じような指摘があった。そのため、答申においても、今後NTT東西から透明性のある情報提供をして頂くよう求めることや委員会においてフォローアップをすることとされており、今後答申を踏まえた対応を行っていく予定。フレッツサービスのキャリアズレート化についても、同じく答申を踏まえた対応を行ってまいりたい。

東海主査：今回の報告書の中に「まとめ」のような項目があれば、そういったものに触れて頂くことも可能ではないか。

森川委員：PSTNからIP網へのマイグレーションについても少しずつ見えてくるタイミングであり、接続料の議論にあたっては、競争の在り方の大きな枠組みについても、例えば2025年に向けて、引き続き検討していくことが重要。

東海主査：今回は、今回の資料2「とりまとめの方向性（案）」をベースに、事

業部会へ報告するための報告書案についての議論をさせて頂くことになるかと思う。報告書案の骨組みはおおむね「とりまとめの方向性（案）」のとおりとし、文章については今回ご指摘頂いたような点も含めてご検討頂き、次回、事務局案を示して頂ければと思う。

以上